

飲食店を営業されている関係者の皆様へ
西宮市消防局からのお知らせです

下記の設置基準に該当する全ての飲食店に、
消火器の設置が義務付けられます！

対象	こんろ等の火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等
いつから	<u>令和元年10月1日から</u>
消防法改正の理由	平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の火災を踏まえて消防法が平成30年3月28日に改正されました。



＜＜飲食店における消火器具の設置基準＞＞				
設置基準	飲食店部分の面積 150㎡以上	飲食店部分の面積 150㎡未満		今回の法改正により、新たに設置が義務付けられた範囲
	従前から設置義務あり	こんろ等※1がある。 防火上有効な措置※2が講じられていない。	防火上有効な措置が講じられている。	
消火器の設置		必要	不要	不要

※1 こんろ等とは…

調理を目的とした「火を使用する器具」又は「火を使用する設備」が該当します。
(例)ガスこんろ、カセットこんろ等
(注意)IH調理器は該当しません。

※2 防火上有効な措置とは…

調理油加熱防止装置（Siセンサー等）、自動消火装置、圧力感知安全装置等の安全装置を意味します。詳細は下記の消防署（分署）までご確認願います。

